

# 用語の解説

## 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。

「常住している者」については、令和2年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

## 面積

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた北海道及び各市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した令和2年10月1日現在の「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものである。ただし、全域が人口集中地区となる場合の面積は、上記の「令和2年全国都道府県市区町村面積調」による。

## 年齢

年齢は、令和2年9月30日現在による満年齢である。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚—まだ結婚したことのない者

有配偶—届出の有無に関係なく、配偶者のある者

死 別—配偶者と死別して独身の者

離 別—配偶者と離別して独身の者

## 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人—日本

2 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく  
雇主の世帯に含めた

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿  
している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

(1) 寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集  
まり

- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在所者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

### **世帯主・世帯人員**

- (1)世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。
- (2)世帯人員とは、世帯を構成する人（世帯員）の数をいう。

### **世帯の家族類型**

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A 親族のみの世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯
- D 世帯の家族類型「不詳」—世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

#### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の両親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫のひとり親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻のひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - ① 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯
  - ② 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯
  - ② 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
  - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

- ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

### **3世代世帯**

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

### **母子世帯・父子世帯**

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

母子世帯及び父子世帯には、未婚、死別又は離別の女（男）親とその未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

### **65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯**

65歳以上世帯員の単独世帯とは65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

### **住居の種類**

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

#### **住宅**

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

#### **住宅以外**

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

### **住宅の所有の関係**

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

**主世帯** 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

**持ち家** 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

**公営の借家** その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

**都市再生機構・公社の借家** その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

**民営の借家** その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

**給与住宅** 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払の有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

**間借り** 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

**一戸建** 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

**長屋建** 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

**共同住宅** 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれる。

また、建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分している。

**その他** 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

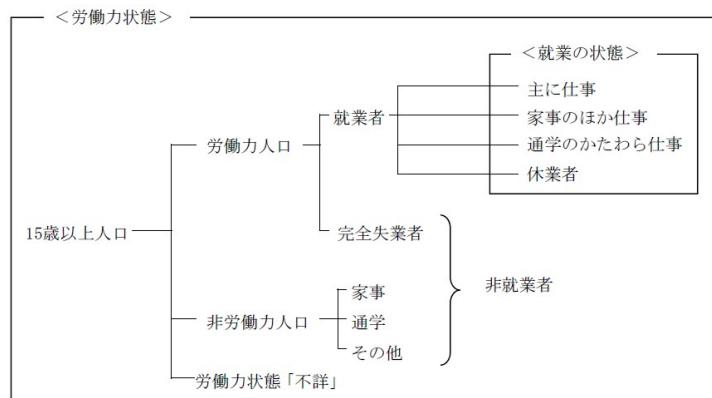
## 人口集中地区

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」としている。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社等の文教レクリエーション施設や工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含める。

## 労働力状態

15歳以上の人について、令和2年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



## 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人

## 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合  
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。

### 主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

### 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合

### 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合

### 休業者

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。

- (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

## 完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

## **非労働力人口**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人  
**家事**

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

**通学**

主に通学していた場合

**その他**

上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者・病気などで少しも仕事をしなかった者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## **従業上の地位**

就業者について、調査週間に中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、次のとおり区分した。

**雇用者**

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

**正規の職員・従業員**

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

**労働者派遣事業所の派遣社員**

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

**パート・アルバイト・その他**

・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人

・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

**役員**

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

**雇人のある業主**

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

**雇人のない業主**

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、

個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

**家族従業者**

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

**家庭内職者**

家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

## **産業**

産業は、就業者について、調査週間に中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類した（休業者（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。

令和2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売・小売業 J 金融・保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く)

### 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分した。

#### 自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

##### 自宅

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家のことで、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

##### 自宅外

常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

#### 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

#### 道内他市区町村

従業・通学先が常住地と同じ北海道内の他の市区町村にある場合

#### 道外

従業・通学先が北海道外にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみ

れば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜上、同一の市区町村とした。

#### (昼間人口と夜間人口)

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。この昼間人口には、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、買物客などの非定的な移動については考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

#### A市の昼間人口の算出方法

$$\begin{array}{lcl} \text{A 市 の} & = & \text{A 市 の} - \text{A 市 か ら の} + \text{A 市 へ の} \\ \text{昼間人口} & & \text{常住人口} \quad \text{流 出 人 口} \quad \text{流 入 人 口} \end{array}$$

#### (昼夜間人口比率)

昼夜間人口比率は、常住地による人口（夜間人口）100人当たりの従業地・通学地による人口（昼間人口）の割合であり、100を超えてるときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している

#### A市の昼夜間人口比率の算出方法

$$\text{A市の昼夜間人口比率} = \frac{\text{A市の昼間人口}}{\text{A市の常住人口}} \times 100$$